The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	景観施策非適用の歴史的地区における景観形成方策に関する研究
Author(s)	徳勢, 貴彦
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49585
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【30】

氏　　名	徳　勢　貴　彦（とく せ たか ひこ）
博士の専攻分野の名称	博　士（工　学）
学　位　記　番　号	第　２２４８９　号
学位授与年月日	平成20年９月25日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当 工学研究科環境工学専攻
学　位　論　文　名	**景観施策非適用の歴史的地区における景観形成方策に関する研究**
論文審査委員	（主査） 教　授　澤木　昌典 （副査） 教　授　矢吹　信喜　　准教授　福田　知弘　　准教授　小浦　久子

論　文　内　容　の　要　旨

これまでの歴史的地区に対する景観施策は、歴史的価値の高いものを中心に保全するいわゆる重点主義に基づいており、一部が保存・保全の対象とされるのみで、他の歴史的地区における歴史的景観の保全は何の手立てもなされない状況にある。しかし、それらは、国民及び地域住民の共有の財産でもあり、次世代に受け継いでいくことが重要な課題となっている。このような背景のもと、本論文は、歴史的地区に対するこれまでの景観施策ならびに景観形成手法に関してその課題を明らかにするとともに、景観施策非適用の歴史的地区の実態や住民・自治体職員による評価の分析を通じて、景観施策非適用の歴史的地区における今後の景観形成方策について論じたものである。

本論文は、本編６章と序章・終章からなる。

序章では、研究の背景と目的を示し、既往研究の整理、用語の定義を行うことにより、本研究の位置づけを明確にした。

第１章では、景観関連施策の展開及び概要を整理することにより、景観施策非適用の歴史的地区として「景観施策白地集落」と「景観施策外集落区域」の２タイプが存在していることを明らかにした。

第２章では、現行の歴史的環境保全施策の一つである景観条例に基づく歴史的景観形成地区制度を対象とし、私有空間の景観コントロールと公共空間の景観整備に分けて、歴史的地区に対する景観形成の実態を整理し、これまでの景観形成手法の課題を明らかにした。

第３章及び第４章では、「景観施策外集落区域」に着目し、滋賀県近江八幡市八幡重要伝統的建造物群保存地区の周辺地域を対象として、重要伝統的建造物群保存地区の選定が外観変更行為に及ぼす影響を明らかにし、重要伝統的建造物群保存地区の景観が同地域の1つの目標像として機能する可能性、また住民への歴史的な景観形成に対する意識啓発を行なっていく手法について考察した。

第５章及び第６章では、「景観施策白地集落」に着目し、兵庫県を対象に『共武政表』を用いて歴史的集落の抽出を行い、歴史的景観形成地区との集落特性の比較、評価される空間の比較を通じて歴史的地区に対する評価指標の特徴を明らかにするとともに、今後、景観施策白地集落に対して景観形成を進めていく上での新たな指標・視点のあり方を検討した。さらに、兵庫県多可町安楽田集落を事例とし、住民の評価する景観や今後の変更希望等を分析することにより、「景観施策白地集落」における今後の景観形成のあり方を考察した。

終章では、以上を総括するとともに、景観施策非適用の歴史的地区である「景観施策外集落区域」及び「景観施策白地集落」のそれぞれについての今後の景観形成の方向性と方策、及び景観施策非適用の歴史的地区に対する景観法の有効な活用方策について考察した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、わが国における歴史的地区に対する景観施策を充実させ、文化財ほどの歴史的価値を有しない一般の歴史的地区においても、その景観を国民及び地域住民の共有の財産として次世代に受け継いでいくことが重要であるとの認識の下、わが国の歴史的地区に対する現行の景観施策ならびに景観形成手法に関してその課題を明らかにするとともに、景観施策が適用されていない歴史的地区の実態や住民・自治体職員による評価に関する分析を通じて、景観施策非適用の歴史的地区における今後の景観形成方策について論じたものである。得られた結果を要約すると、以下のとおりである。

（1）わが国におけるこれまでの景観関連法制度ならびに景観条例を整理することにより、景観施策の対象となっていないが歴史的環境が残されている地区があるという課題を明らかにするとともに、そのような地区には「景観施策外集落区域」と「景観施策白地集落」の２つのタイプが存在していることを明らかにしている。

（2）現行の地方自治体による景観条例に基づく歴史的景観形成地区制度を対象とし、私有空間の景観コントロールおよび公共空間の景観整備の実態を整理し、私有空間に対する届出制の限界や公共空間における事業の連続性の欠如など、現行の歴史的地区に対する景観形成手法の課題を明らかにしている。

（3）景観施策外集落区域については、近江八幡市八幡重要伝統的建造物群保存地区の周辺地域を対象として、重要伝統的建造物群保存地区指定が周辺地域の建物の外観変更行為に及ぼす影響を調査し、重要伝統的建造物群保存地区の景観が周辺地域の景観形成の目標像となる可能性を示唆するとともに、住民意識調査の実施とその解析を通じて、歴史的な景観形成に対する住民の意識レベルでの啓発を行う方策を示している。

（4）景観施策白地集落については、兵庫県を対象に景観施策白地集落を抽出し、景観条例に基づく歴史的景観形成地区との特性の比較を通じて５類型に分類するとともに、建物だけでなく自然や信仰・土木物といった新たな評価対象とその保全の重要性を示している。

（5）景観施策白地集落の一つである兵庫県多可町安楽田集落を事例として、住民の評価する景観や住民の建物や外部空間に対する今後の変更希望を分析することにより、景観施策白地集落における今後の景観変容動向をふまえた上での景観形成方策を示している。

（6）以上の知見をふまえて、景観施策非適用の歴史的地区である「景観施策外集落区域」及び「景観施策白地集落」のそれぞれについての今後の景観形成方策に関して、景観法の活用もふまえた総合的で有用な提言を行っている。

以上のように、本論文は環境工学の発展に寄与すること大である。

よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。